

第27回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】平成29年10月11日(水)午後1時30分開会

【委員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員、村岡議長

【職員】櫻井事務局長、近藤課長補佐 日出山係長、

〔報告〕

議会運営委員会にての決定事項について委員長から報告

- ・ 予算、決算の選出基準についての決定
- ・ 災害発生時の対応要領についても種々意見もあったが最終的には決定

〔協議事項〕

1、申し合わせ事項の見直しについて

① 議会諸役員の任期について

案1. 正副議長2年、常任委員会、特別委員会、派遣先1年

案2. 正副議長、常任委員会2年、特別委員会、派遣先1年
どちらでいくかの持帰り案件

- ・ 案1、案2についての考え方についてどうか
委員) 2年程度することでより認識が深まると考える。
委員) 議長以外は1年で提案した事から案1に賛成。
委員) 委員会についても継続してすべき。
委員) 1年の方が臨機応変に対応できるうえに、多くの議員が経験を積むことができる。

委員長) 常任委員会をどうするのかという事で意見が分かれている。

どこかの段階で1年なのか2年なのかを会派に持ち帰り
合意形成をはかっていきたい。

委員) 監査委員の取り扱いは？

委員長) 載っていない役員は現状維持という事で確認。

委員) この段階で議会運営委員会に諮っていただくのはどうか？

※案1、案2の両案を議運に提案するという事で決定

② 政務活動費でのクレジットカードの決済について

事務局) ポイントカードおよびクレジットカード使用の取り扱い
について(案)を説明。

委員長) それぞれのネットショッピングで個別のポイント付与の
仕組みが変わってくる。

事務局) ポイントカードは差し引いた額で請求するべきという判例もある。クレジットカードについても同じ取扱いにする考えでいる。

○ポイントカードの使用は認めないのところ「誤って」の部分
を「やむを得ず」に変更する。

○クレジットカードにより支払～する(該当箇所以外はマスキング可)。のあとに「また、」を追加。

また、クレジットカード決済で～とする。に変更。

③ その他の見直しについて

現時点では特になし

2、堺市議会の視察について

委員) 細かいことをやっているという印象。

請願陳情の意見陳述をする場所があるということ。

市民の声を直接あることが素晴らしい。

議員間討議を進めたい。

委員) 議会事務局とともに進めているのが印象的。

議論のないままに物事が進まないように議論出来たら。

委員) 市長の専決に対してしっかりと議決を求める姿勢が大切。

陳情者の意見を言う場がある。

報告会については努力され、いろんな方が参加している。

泉大津なりのやり方を考えていく必要がある。

委員) 細かいやり方は相当の議論が必要と考える。

報告会意見陳述など、今後検討していく必要がある。

親子ルームもあつたらいいと思うが本市では不可。

委員) 議場のスクリーンについて堺の議員は9割使用していると言われていた。本市についても今後の検討課題にするべき。

委員長) 本市においてまだまだ手が付けられていない部分をどうしていくのか? 請願陳情者の意見陳述について、しっかりとした手順を踏んで実施されている。

本市においても基本条例に謳っているので、具体的な取組みにしていくべきと考える。

議会報告会については、ワールドカフェのやり方を取り入れ、取り組まれていたことから、本市の意見交換会も進化をしていくべき。

委員間討議については、動画で公開の対象にされている

ので、協議会の中で詰めていく話にするべきでは？

親子室については、元から設置されていた。本市についてはそのノウハウをどのように活かしていくかが大事。

大型スクリーンについては、公開の部分も含めてどのように利用していくか？技術的、財政的、スクリーンの位置と課題がある事から今後の検討課題にしていきたい。

委員) 議案が前倒しでHP上にアップされているという事だったので、本市ではできないのか？

←公開されるタイミング等を事務局に調査依頼。

委員長) 個別に分かれてたたき台を作る必要性や、財政面等の問題も考えられる事から、本市独自のものをつくっていきたい。

委員) 係長・課長クラスを講師にした議員研修について

委員) マニフェストランキングを見ても住民の参加に力を入れるべき。古賀市の視察時にバス路線の問題で議員が住民の皆さんへの働きかけを実施していた。

委員長) 公開については、議運、議員総会の会議録公開についても提案し実施に踏み込んだので、今後についても積極的に踏み込んでいきたい。

※堺市議会の視察にて本市において浮き彫りになった問題に取り組んでいくことを会派で了承をもらい、1～8について会派でまとめる。

- 1、請願陳情者の意見陳述について
- 2、意見交換会について
- 3、委員間討議について
- 4、親子室の利用について
- 5、大型スクリーンについて
- 6、議案の事前公開について
- 7、議員研修について
- 8、住民参加について

3、今後の議会改革について

上記1～8について進めて行くことで確認

4、その他 特になし

次回開催 平成29年11月21日(火)15時～

ポイントカード及びクレジットカード使用の取扱いについて（案）

○ポイントカードの使用は認めない。

ただし、誤ってポイントが付与された場合は、付与されたポイント数がわかる書面及びポイント換算率のわかる資料を添付するとともに、ポイントを現金換算し、支出金額からポイント分を差し引いて請求することとする。

○クレジットカードにより支払いをした場合は、クレジットカード発行会社に代金を支払った時を支払日とし、利用内容等がわかる利用明細書または請求明細書及び通帳の写し等を添付することとする。（該当箇所以外はマスキング可）

①クレジットカード決済で付与されたポイントの取扱いについては、以下のとおり処理を行うこととする。

ア)付与されたポイント数がわかる書面の添付。

イ)ポイント換算率のわかる資料。（例、利用規約、ホームページ等）

ウ)ポイントを現金換算し、支出金額からポイント分を差し引いた額を請求